

包括的核実験禁止条約（CTBT）

岸田外務大臣，アブドラウフマノフ・カザフスタン外相，ゼルボCTBT事務局長
共同アピール（骨子）

前文

- ・包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効に向けた努力を新たにするとともに，活性化するよう呼びかけ。
- ・CTBTの早期発効が核不拡散条約（NPT）上の核軍縮を前進するための現実的かつ実地的な手段である一方，CTBTの発効は「成し遂げられていない仕事」。

北朝鮮による核実験

- ・北朝鮮による核実験の実施を強く非難する。北朝鮮に対し，更なる核実験の停止を強く求める。北朝鮮の核問題に対応する上でCTBTが重要な役割を果たすことを改めて強調。
- ・CTBTの下，北朝鮮による核実験時の検証体制が実態として機能していることを歓迎。

CTBTの早期発効

- ・残り8カ国の発効要件国への遅滞のない，また，他国を待たない批准の呼びかけ。
- ・CTBTの早期発効の重要性を強調した安保理決議第2310号を歓迎。
- ・残りの発効要件国による国内の国際監視制度（IMS）施設の更なる整備，国際データセンター（IDC）への情報送付を奨励。

条約の普遍化

- ・昨年のミャンマー及びスワジランドによる批准を歓迎。
- ・日本による7月のCTBTアジア・太平洋・極東地域会合（SEAPFE会合）の開催及びカザフスタンによる隔年の核実験の監視に関する会合の開催を歓迎。
- ・日本のユース非核特使及びCTBTユースの連携によるネットワーク拡大。
- ・カザフスタンによるアトム・プロジェクト（注）の重要性を認識。

（注：核実験の脅威及びそれが環境や人類にもたらす結果に関する情報を社会に提供することを目的として，カザフスタンにより2012年に立ち上げられたもの）

核実験検知のための検証体制の向上

- ・IMSの普遍化に向け，IMSを受け入れていない国への受入れを求める。
- ・IMSの早期完成と更なる機能向上に向けた協力を確認（日本の任意拠出を想起）。
- ・特に途上国の国内データセンターの能力開発への協力。